平成２３年（フ）第５１号
福島市森合字屋敷中５番地の３　メゾンＹＴ１号、申立時の住所福島市飯野町字経檀16番地の２
債務者　橋本　道弥
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
茨城県古河市久能1070番地16
債務者　三浦　春美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５３号
茨城県結城郡八千代町大字新地806番地
債務者　坂従　浩美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６４号
茨城県筑西市甲119番地２　かせき荘12
債務者　山本　隆司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６号
群馬県桐生市浜松町１丁目９番５号
債務者　安川　雄一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１６９２号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番８棟503号
債務者　松山　廣幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７号
千葉県浦安市堀江２丁目20番８号　ヴェルドミール・コモ202
債務者　大道　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０９号
千葉市稲毛区園生町348番地29　みきハウス202号
債務者　高橋　優哉
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４９号
千葉市若葉区桜木５丁目３番１号　モアクレスト千葉Ａ棟713号
債務者　深山　清美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５５号
千葉県船橋市高根台７丁目６番15号
債務者　布施ミニタこと　フセ　ミニタ　アルカバサ
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０号
千葉市花見川区柏井４丁目28番12号
債務者　糸井　恭代
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８１号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番16棟104号
債務者　坂元　純一
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８９号
千葉県八千代市大和田860番地15　ハイツ大和田101号
債務者　武林　秀雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９５号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅39棟301号
債務者　盛ジョセフィンこと　モリジョセフィンパシノス（旧姓池原）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９８号
千葉県船橋市市場４丁目４番３―302号
債務者　角川　祥子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０７号
千葉県船橋市習志野台８丁目11番24号　ガーデンハイツ遠部201号
債務者　竹原つた江
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２１号
千葉県市原市青柳２丁目６番地２　サクマハイツＮｏ２．206号
債務者　澤田　　悟
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係